

# 金山町公式LINEアカウント運用方針

## 1 目的

金山町の防災情報や子育て情報、イベント情報等、町の総合的な町政情報を発信するとともに、災害などの緊急時の情報の発信手段として活用するため、金山町公式LINEアカウント(以下、「当アカウント」という。)を開設します。情報発信を行うにあたり、当アカウントの運用方針を以下のとおり定めます。

## 2 アカウント情報

- (1) アカウント名称 「山形県金山町」
- (2) ID @kaneyamatown

## 3 運用管理者

金山町役場 総務課長

## 4 情報作成者

金山町職員(情報のとりまとめは総務課広報情報係が行う)

## 5 掲載情報

町民生活に役立つ情報を基本に、以下の内容とします。

- (1) 町からのお知らせや町内のイベント情報、おすすめ情報
- (2) 防災、災害、緊急情報
- (3) 子育てに関する情報
- (4) その他、町政に関する情報

## 6 運用時間

原則として開庁時間内(平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分。土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)とします。これ以外の日時においても、必要に応じて、不定期に発信する場合があります。

## 7 注意事項

当アカウントは、情報の発信を主な目的とするため、災害発生時など緊急性の高い場合を除き、利用者からのコメントに対しては原則として、町から応答はいたしません。ご意見、ご質問は、電話かファクス、電子メールで直接担当課へお問い合わせください。

## 8 禁止行為

以下の内容を含んだ投稿(コメントやリンクを含む)はすべて禁止します。禁止行為に該当すると判断した場合は、投稿者に予告なく、投稿の全部または一部の削除や利用者アカウントの通報・ブロック等の措置を取ることがあります。

- (1) 特定の個人、企業、団体、国、地域などを誹謗中傷する内容
- (2) 当アカウントや他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (3) 法律、法令に違反している内容、または違反する恐れがある内容
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (5) 政治、選挙、宗教活動を目的とした内容
- (6) 著作権、商標権、肖像権などの町または第三者の知的財産権を侵害する恐れのある内容
- (7) 暴言、卑猥な表現および公序良俗に反すると認められる内容
- (8) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーを侵害する内容
- (9) 有害なプログラムなどを含む内容
- (10) その他、運用上、金山町が不相当と判断した内容

## 9 知的財産権

当アカウントに掲載する記事、写真、動画などあらゆる情報にかかわる知的財産権(著作権、商標権などすべての権利)は、金山町あるいは金山町以外の原作者等に帰属します。私的使用のための複製や引用など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできません。なお、当アカウントへのリンクやシェア機能による情報掲載については、無断での複製・転用には該当しません。

## 10 個人情報の保護

当アカウントで取得した個人情報については、金山町個人情報保護条例(平成17年金山町条例第1号)に基づき、適切に取り扱います。利用者が当アカウントの利用にあたって友だち登録したLINEアカウント等については、当アカウントでの情報配信の目的以外での利用は行いません。

## 11 免責事項

- (1) 金山町は、当アカウントの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 金山町は、利用者間、もしくは利用者と第三者のトラブルによって利用者または、第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (3) 金山町は、利用者により投稿されたコンテンツを利用または信用したことにより第三者が

被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

- (4) 金山町は、上記の(1)～(3)の他、当アカウントに関連する事項に起因、または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 金山町は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。
- (6) 変更後の運用方針は、別途定める場合を除き、当アカウント上に掲載した時点から効力を生じるものとします。

## 12 問い合わせ先

当アカウントに関するご意見・お問い合わせは金山町役場総務課広報情報係までお寄せください。

電話番号:0233-29-5601

E-mail:kouhou@town.kaneyama.yamagata.jp